

《食品表示に関する監視指導》

改正食品衛生法に基づく許可を要する営業施設（令和7年度 食品、添加物等の夏期一斉監視）

区 分	表示に関する 調査・監視指導 延べ施設数	表示基準違反 発見延べ施設数	食品表示法 違反件数 (衛生事項※)	その他の 表示違反件数
飲食店営業	0	0	0	0
調理の機能を有する自動販売機	0	0	0	0
食肉販売業	33	0	0	0
魚介類販売業	35	0	0	0
魚介類競り売り営業	0	0	0	0
集乳業	0	0	0	0
乳処理業	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0
食肉処理業	1	0	0	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0
菓子製造業	94	5	5	0
アイスクリーム類製造業	3	0	0	0
乳製品製造業	2	0	0	0
清涼飲料水製造業	3	0	0	0
食肉製品製造業	0	0	0	0
水産製品製造業	5	0	0	0
冰雪製造業	0	0	0	0
液卵製造業	0	0	0	0
食用油脂製造業	0	0	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	6	0	0	0
酒類製造業	4	0	0	0
豆腐製造業	1	0	0	0
納豆製造業	0	0	0	0
麺類製造業	1	0	0	0
そうざい製造業	58	2	2	0
複合型そうざい製造業	3	0	0	0
冷凍食品製造業	2	0	0	0
複合型冷凍食品製造業	1	0	0	0
漬物製造業	9	0	0	0
密封包装食品製造業	4	1	1	0
食品の小分け業	1	0	0	0
添加物製造業	0	0	0	0
計	266	8	8	0

※「食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令 第5条第1項に定める項目（同条第2項に定める項目を除く）